

5 環境リスクの低減・管理

2005（平成17）年度までにダイオキシン類の排出量を2000（平成12）年度比で約4割削減し、環境保全目標を達成することなどを目標に、事業者の自主管理の改善による排出抑制を促進します。

（1）有害化学物質の排出削減

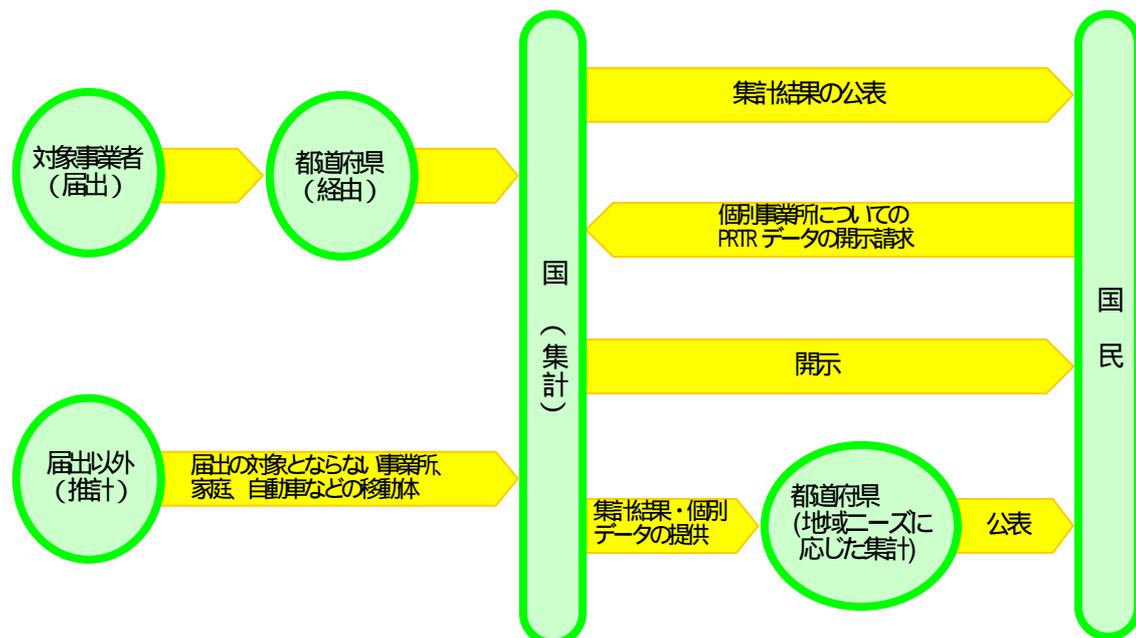
化学物質対策の推進

ダイオキシン類等の化学物質について、環境中の存在状況をはじめとして、国等のリスク評価結果、有害性等に関する情報の収集などを行います。

また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）に基づき、事業者から化学物質の

排出量等の届出を受け、国に送付するとともに、国において集計されたデータに基づき、府域の実態に即した集計や公表を行います。

さらに、事業者に対して化学物質の排出抑制のための助言等を行うとともに、府民に対して化学物質への関心を深めてもらうため、ホームページ等を通じて化学物質の有害性や市町村ごとの排出量等の情報提供を行います。



< PRTRデータの集計・公表 >

ダイオキシン類に汚染された底質の浄化対策

ダイオキシン類による汚染に係る環境基準が平成14年7月に告示され、水底の底質に関しては、150pg-TEQ/g以下とされています。

平成14年度以降に実施した河川の底質の調査結果では、大阪市内河川などで環境基準を上回る数値が確認されているため、その汚染された底質の浄化方法について検討し、可及的速やかな対策を講じます。

(2) 地盤環境の保全

土壌・地下水汚染対策の推進

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環

境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌の汚染状況調査や汚染の除去等の措置に対する指導を行います。